## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付が相直寺に保る政策の事前計画者						
1	政策評価の対象とした			生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用			
	租税特別措置等の名称			期限の延長(国税 21)(法人税)			
2	要望の内容			生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定す			
				る振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を			
				平成28年度末までの2年間延長する。			
3	担当部局	3		健康局生活衛生課			
4	評価実施時期			平成26年8月			
5	租税特別	刂措	置等の創設				
	年度及び改正経緯			創設年度 昭和55年			
				期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)			
6	適用又は	は延	長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで			
	N III bil		7-7-5-1	(平成27年度~平成28年度)			
7	必要性 等	1	政策目的 及びその	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛			
	守		根拠	生活衛生向耒福音寺は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活領土生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び			
			112 122	電生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画			
				的推進、経営の健全化等を目的としている。			
				生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に			
				関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興			
				事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けること			
				ができる。			
				本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行			
				う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を			
				占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。			
				度はと同工では、もりに含まるの性含素質の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》			
				************************************			
		2	政策体系	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること			
			における	施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること			
			政策目的	施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生			
			の位置付	活衛生の向上、増進を図ること			
			け				
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》			
			及び測定	生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の			
			指標	強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。			
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》			
				租税特別措置適用設備数			

8	有効性	1	適用数等	4と高域 緩す省厚 策経あ環応 軽別誘生万な齢の一和る力生現金営る境すこ減償因活人る者セ方の大化の在融状同、るのす却す衛の産、一、流企を充の公況営節必たる制る学学子フそネ業進算生原に業電要めた原必	とおで育テののとめいます。はないに、めに要関1のすってとめいいでは、衛が零いにが係り、おいれて、大中熾生強生活が、衛が零いよが営2、共小かで、烈産サ間衛と域水すできいる	(6)は国民生活と極めて密着のの、雇用面でも大きなのとでも大きなると、雇用面でも大きえている。 大きなのととを要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を要求を	うち20.2%、全従業者5,58 記し、我が国の地域経済の基盤別を担うほか、生活弱者であると思うにあるところ、規制ととの表者であるところ、規制とは、当年の改善をは、は、当年の改善をは、から、表別のでは、よいでは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年ののは、は、当年のは、は、当年のは、は、当年のは、は、当年のは、は、当年のは、当年の
	等			22年度	2	9. 4百万円	0.8百万円
				23年度	2	170. 0百万円	10. 2百万円
				24年度	2	81. 3百万円	6. 5百万円
				25年度	1	0. 7百万円	0. 1百万円
				<b>土山岳</b> 初	╖ <del>古</del> ₩ <del></del> ┸┙	. 7 上 17 体 上 BB /5 学 米 支 (1	. <u>+                                   </u>
				中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低			
				減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益 の低迷等により、業況判断 DI がマイナスに留まる中、相当の費用を要する共			
				の低还寺により、未沈刊町 DI かく1ア人に留まる中、相当の賃用を要する共     同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。			
		2	減収額		(減収		
				22年度	0. 2	百万円	
				23年度	-	<b>百万円</b>	
				24年度	-	百万円 5.大田	
				25年度	•	百万円 f衛生同業組合中央会調べ	
		(3)	効果·達成			·俄生问来租合中关云调个 :況》(分析対象期間:創設時	
			目標の実				などにより中小零細事業者に
			現状況	とって国内	マーケット	・は厳しい経営環境にあり、	先行きの不透明感から必要最
							い中、本税制の特例措置による
						より、営業施設の衛生水準	の向上、経営基盤の強化に寄
				与している。	-	<b>体設の取得のためにけ</b> 知3	当の費用を要するため、設備投
							ョの貧用を安するにめ、設備技 こ数年は投資を見合わせざる
							いら若手すし食肉の人材育成を
							美容業の複数の組合において
				共同美容硕	肝修施設(	の建設やクリーニング共同	工場が建設されるなど、人材の

能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組 合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(創設時~平成29年3 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基 盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が 図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与して きた。 また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的とした「すし共 同研修棟」が建設されたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設 の建設やクリーニング共同工場が建設されるなど、人材の能力活用や生産 性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置 を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の 強化を後押しする。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対 象期間:創設時~平成29年3月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基 盤の強化に資する設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経 営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化や国内民間需要の後退、雇用情勢 悪化の負のスパイラルなどを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸 念があるほか、少子高齢化、子育で・共働き世帯の増による社会的孤立の懸 念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・ 社会的に必要なニーズに則することができなくなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時~平成29年3 月) 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基 盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が 図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与し ている。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営 基盤の強化(税収の増大)に寄与。 ① 租税特別

9 相当性

措置等に よるべき 妥当性等

生活衛生関係営業(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,58 4万人のうち12.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇 用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育で・共働き世帯 の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての 役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑み れば、中小零細事業者対策として事業の持続的発展を図るという視点は特に 重要である。

共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入に よる価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生 活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の

	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化さ
	れ、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店
	やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じ
	て厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしてい
	くためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はあ
	る。
② 他の支援	類似する他の支援措置は存在しない。
措置や義	
務付け等	
との役割	
分担	
③ 地方公共	_
団体が協	
力する相	
当性	
10 有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成 24 年 7 月と
	りまとめ公表) 』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要で
	あること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関
	係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復
	旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高
	い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・
	快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資す
	る設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必
	要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正
	大綱において、適切に対応するよう指摘されている。
	また、平成 24 年 7 月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催
	され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方
	(平成 24 年 7 月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業
	施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的
	に活用するよう指摘されている。
W =	
11 前回の事前評価又は事	平成24年8月
後評価の実施時期	